

文 教 厚 生 委 員 会 記 録

<第 6 号>

令和 8 年 第 1 回 沖 縄 県 議 会 （ 2 月 定 例 会 ）

令和 8 年 3 月 19 日 （ 木 曜 日 ）

沖 縄 県 議 会

文 教 厚 生 委 員 会 記 録＜第 6 号＞

開会の日時

年月日 令和 8 年 3 月 19 日 木曜日
開 会 午前 10 時 0 分
散 会 午後 2 時 49 分

場 所

第 4 委員会室

議 題

- 1 乙第 6 号議案 沖縄県子どもの貧困対策推進基金条例の一部を改正する条例
- 2 乙第 7 号議案 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 3 乙第 22 号議案 沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 4 請願令和 6 年第 5 号外 2 件及び陳情令和 6 年第 63 号外 28 件

出 席 委 員

委 員 長	新 垣 新
副 委 員 長	松 下 美智子
委 員	新 垣 善 之
委 員	新 里 匠
委 員	小 渡 良太郎
委 員	比 嘉 忍
委 員	米 須 清一郎

委	員	山	里	将	雄
委	員	喜	友	名	智
委	員	西	銘	純	恵
委	員	平	良	識	子

欠 席 委 員

な し

説明した者の職・氏名

生	活	福	祉	部	長	北	島	智	子
障	害	福	祉	課	長	大	湾	朝	貴
障	害	福	祉	課	班	儀	間	奈	美
こ	ど	も	未	来	部	真	鳥	裕	茂
こ	ど	も	若	者	政	井	上	満	男
こ	ど	も	家	庭	課	大	宮	規	子
子	育	て	支	援	課	仲	里	直	也
女	性	力	・	ダイバーシティ	推進課	知	花	弘	恵
病	院	事	業	局	長	本	竹	秀	光
管	理			課	長	三	和	秀	樹
教	育	委	員	会	義	新	城	高	広
				務	教				
				育	課				
				長					

○新垣新委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

本日の説明員として、生活福祉部長、こども未来部長及び病院事業局長外関係部局長等の出席を求めています。

まず初めに、乙第22号議案沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ただいまの議案について、病院事業局長の説明を求めます。

本竹秀光病院事業局長。

○本竹秀光病院事業局長 乙第22号議案沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

お手元の資料2ページをお願いします。

乙第22号議案は、国及び他の都道府県の状況を考慮し、最低賃金に相当する額を下回らない給与水準を確保するための手当てを設けるほか、災害派遣手当を支給できるようにする等の必要があることから、条例を改正するものであります。

また、施行期日につきましては、公布の日からとしておりますが、一部の規定は令和8年4月1日からとしております。

以上で、乙第22号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いします。

○新垣新委員長 病院事業局長の説明は終わりました。

これより、乙第22号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する資料の名称、ページ番号等をあらかじめ述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

また、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 お願いします。

今、画面上に6条の2と21条ということがあるのですが、これまでの条例との違い、職員にとって何がどう違うのかということをお尋ねします。

○三和秀樹管理課長 お答えいたします。

今回、条例改正が必要となっている理由について、御説明をさせていただきます。

地方公営企業法で、地方公営企業職員の給与の種類とか基準については、条例で定めることとされております。今回病院事業局において、新たに手当てを2つ整備したいと考えておりまして、その支給対象や支給事由等を定める必要があり、条例改正が必要となっております。

新たに整備する手当てといいますのが、1つ目が第二種初任給調整手当とい

いまして、これは職員の1時間当たりの給与額が、地域別の最低賃金を下回る事例が万一発生した場合に、その差額を補填するための手当でとなっております。

もう一つが災害派遣手当というものでございまして、これも本県で万一、大きな災害等が発生した場合に、他の地方公共団体から、その災害の応急対策ですとか、復旧のために職員を派遣していただくという場合を想定しまして、その場合、派遣していただいた職員について、病院事業局の職員としての身分を併せ持つ形で受入れをします。そういった際に、その派遣された職員に対して、この宿泊費等の実費弁償としての性格を持つような災害派遣手当というものを、病院事業局から支給できるように、新たに災害派遣手当というのを整備したいと。この2つが大きな改正理由となっております。

以上でございます。

○西銘純恵委員 6条の2の第二種という、初任給ということで書いていますけど、これ最低賃金以下になるという職種が、可能性としてあるんですか。どんなにしても最低賃金をはるかに上回る賃金だと思っていたんですが、職種によって違うんですか。

○三和秀樹管理課長 お答えいたします。

病院事業局の給料表医療職3つと、それから行政職、現業職、全てにおいて、現状では最低賃金を下回る水準にはなっておりません。また近年におきましても確認した限りにおいて、実際に最低賃金を下回る支給となった例というものもございません。

ただ、今回この第二種初任給調整手当というのを整備したい理由としましては、近年、最低賃金も上昇傾向にございます。万が一ですね、給料表上の給料月額を時給換算した額が、この大幅な最低賃金の上昇によって、病院事業局のこの水準が最低賃金の水準を下回る場合が生じた場合に、速やかにその差額を補填できるように、備えとしてこの手当を整備しておきたいという趣旨でございます。

○西銘純恵委員 以上です。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣新委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第22号議案に対する質疑を終結いたします。

病院事業局関係の請願令和6年第5号及び陳情令和6年第72号の3外8件を議題といたします。

ただいまの請願及び陳情について、病院事業局長の説明を求めます。

なお、継続の請願等については、前定例会の処理方針等に変更があった部分についてのみ説明をお願いいたします。

本竹秀光病院事業局長。

○本竹秀光病院事業局長 それでは、病院事業局に係る請願及び陳情の処理方針について、御説明いたします。

請願・陳情に関する説明資料の2ページの目次を御覧ください。

病院事業局に係る請願案件は、継続1件、陳情案件は継続7件、新規2件となっております。

請願案件でございますが、継続の1件について、処理方針に変更はございませんので、説明を省略させていただきます。請願についての御説明は以上となります。

次に、陳情案件について御説明いたします。

継続案件7件については、処理方針に変更はございませんので、説明を省略させていただきます。

それでは、新規の陳情2件について、処理方針を御説明いたします。

資料の13ページを御覧ください。

陳情令和8年第4号常勤の腎臓内科医師の県立宮古病院への配置を求める陳情について、処理方針を読み上げます。

1から2について、病院事業局では、腎臓内科医の確保に向け、保健医療介護部が実施する専攻医養成事業や専門医確保事業等を活用するなどして、県立病院内での養成、県内外の大学病院等への専門医派遣要請等により取り組んでおります。

宮古病院においては、次年度、腎臓内科の常勤医師は不在となりますが、透析経験のある医師を含めた他診療科医師により透析治療は継続して実施する予定であります。また、限られた医療人材の中、離島の透析医療を維持するため、本島の専門医が離島の医師を遠隔で診療支援する実証事業を実施しているところです。

病院事業局としては、引き続き人材の確保及び持続可能な透析医療体制の維

持に努めてまいります。病院事業局の取組だけでは、透析の医療体制の維持・確保は困難であることから、関係機関及び地元自治体、地域の医療機関と連携し、地域全体で取り組む必要があると考えております。

続きまして、資料の14ページを御覧ください。

陳情令和8年第14号県立南部医療センターI C U内にての医師、看護師の対応含め病院内、I C Uの在り方の改善を求める陳情について、処理方針を読み上げます。

南部医療センター・こども医療センター内における改善に伴う会議録等の開示については、公文書の開示に当たると考えられることから、開示請求の相談があり次第、沖縄県情報公開条例等に基づく公文書開示請求の制度について御案内するとともに、開示請求を受けた際には、制度にのっとって適切に対応してまいります。

以上で、病院事業局に係る請願・陳情の処理方針の説明を終わります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣新委員長 病院事業局長の説明は終わりました。

これより、請願等に対する質疑を行います。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、請願等番号を述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をよろしくお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣新委員長 質疑なしと認めます。

以上で、病院事業局関係の請願等に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に説明員等の入替え)

午前10時12分休憩

午前10時25分再開

○新垣新委員長 再開いたします。

次に、乙第6号議案沖縄県子どもの貧困対策推進基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

ただいまの議案について、こども未来部長の説明を求めます。

真鳥裕茂こども未来部長。

○真鳥裕茂こども未来部長 委員の皆様、おはようございます。

簡潔かつ明瞭な説明に努めてまいりますので、ひとつよろしく願いいたします。大変恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

ただいまお手元のタブレットに通知しました乙号議案説明資料の2ページを御覧ください。

乙第6号議案は、子ども・若者を取り巻く複雑化した課題に対応するため、子どもの貧困対策を含む沖縄県こども・若者計画に定める施策を継続して実施することができるようにする必要があることから、条例を改正するものであります。

以上で、乙第6号議案についての説明を終わります。

○新垣新委員長 こども未来部長の説明は終わりました。

これより、乙第6号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣新委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第6号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第7号議案児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

ただいまの議案について、こども未来部長の説明を求めます。

真鳥裕茂こども未来部長。

○真鳥裕茂こども未来部長 それでは、説明いたします。

資料の3ページを御覧ください。

乙第7号議案は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国家戦

略特別区域限定保育士等に係る関係条例の規定を整理する必要があることから、条例を改正するものであります。

以上で、乙第7号議案についての説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣新委員長 こども未来部長の説明は終わりました。

これより、乙第7号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 お尋ねします。

戦略特区の地域限定ということですが、この保育士そのものの身分とかこれまでの取扱いというのか、変更はあるのでしょうか。条文だけの変更ということではよろしいのでしょうか。

○仲里直也子育て支援課長 お答えします。

国家戦略特別区域法の地域限定保育士、これまでの地域限定保育士については、保育士試験は一次が筆記試験、二次が実技試験があるんですけど、この実技試験に代わって講習を受ける、それを修了すれば合格するという内容になっています。ただ、地域限定ということであって、沖縄県内で受けた人は、沖縄県でしか保育士資格を持って勤務することができない。ただし、3年を経過すれば、全国の保育士資格ということで勤務できるというのはこれまでの。

大きな違いは、もともとは国家戦略特別区域法だったんですけど、今回からは児童福祉法に改正されて、一般的な全国制度になり、大きな違いとしては、内閣府に申請を行って認定を受けるという作業が出ることと、あとは、3年間経過すれば全国で働けるというのが、3年間のうち少なくとも1年間、かつ1440時間は勤務しなければ、3年経過しても全国で働くこと、保育士はできないと。それが大きな違いであります。

以上です。

○西銘純恵委員 現在の保育士さんは何名いますか。

○仲里直也子育て支援課長 お答えします。

地域限定保育士の試験は令和4年度から実施しておりまして、令和4年度から令和7年度までの合計で265名となっております。

以上です。

○西銘純恵委員 待機児童解消の問題が保育士不足というのがもう言われて、それを、県も頑張っていて取り入れていると思うんですが、この265名の試験の合格者、その皆さんが現在、県内で勤務をしている。そして、3年後には全国に行けるということになっていますが、できたら県内で定着していたらなと希望はしていますけども、そこら辺については、今、直近の人数を聞いたわけではないですね。どうなっていますか。

○仲里直也子育て支援課長 まず令和4年度からカウントしていきますと、令和4年度が92名、令和5年度が69名、令和6年度が59名、令和7年度が45名となっております。毎年ですね、合格者を対象としたアンケートを実施しています。令和4年度と令和5年度の実績があるんですけど、令和4年度についてはまだ従事者が26人。令和5年度については22人となっておりますけど、実際この回答数がちょっと半数以下だったりするので、明確なちゃんと従事者がどれだけいるかというのは、ちょっと把握できていない状況です。

以上です。

○西銘純恵委員 資格は取ったけれども、やはり保育所で勤務するという、アンケートも少ないからおっしゃったけれども、やはり保育士として勤務するには、条件、保育士の処遇関係がまだネックになっているのではないかと思います。それについてはどのように受け止めていますか。保育士の条件。

○仲里直也子育て支援課長 県としては保育対策、保育士確保に対して、様々な事業を行っています。処遇改善であったり、新規の確保であったり、潜在保育士の復職の支援であったりですね。令和8年度においても、約20億円ぐらいの事業を計上しております。

あと国におきましても、保育士のやはり給与ですね、賃金の格差を全産業の、平均にいくようにということで国の方針が示されております。それに向けて、前年度におきましては、10.7%の公定価格改定、賃金に充てるということで、今年度におきましては、5.3%。2か年前、10.7%の前におきましては5.2%ですかね。それから考えると、この3年間で相当の賃金が上がっております。実際、ちょっと厚労省の統計調査にはまだそれが反映されていないので、実質どれだけ上がっているかというのは全国的に見えないんですけど、現場の意見を聞くと、やはりかなり上がっていて助かっているという話は聞いて

いますので、こういうのが広まると、やはり保育士の担い手というのも増えてくるのかなということで考えております。

以上です。

○西銘純恵委員 公定価格をちゃんと引き上げていくという国のその取組も合わせて、県も、相当頑張っているなと思います。

質疑は以上で終わります。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員 確認したいところの多くは、西銘委員が聞いていただいたので、少しだけ掘り下げて議論していきたいと思います。

この地域限定保育士なんですけども、人数とか実績については今答弁があったと思います。ちょっと気になるのが、実際に従事している人数が、取ったデータが母数が少ないという話はあったんですけども、待遇とかに差とか出てたりしますか。通常の保育士と地域限定で待遇に多少差が出ているとかっていうのは、なければいいんですけども。

○仲里直也子育て支援課長 正直そこまでは把握はしていないんですけど、県内で働く限りは、通常の保育士資格と同じ資格を持っているので、差というのはないものと思っております。

以上です。

○小渡良太郎委員 先ほど試験の中身も説明があったとおりですね、筆記試験は一緒だと。その後の実技が講習になるというぐらいの差でしかないんですけども、やはり少し通常の保育士試験と比べたら、少し簡易になるというところもあって、そういった懸念を少し議論を聞いていて抱いたものですから、少しでもやはり差が出ると、取ってはみたものの、みたいな話になることあるのかなというふうな印象を持ちました。

なかなか、こういったことが起きるというのは、当初の制度設計でも想定されていないことだと思いますし、できれば差はないというふうに信じていきたいんですけども、もしあった場合には、やはりこういった制度を活用して——今までの沖縄県は特区でやってきて、これが一般法になったから全国に適用されると。沖縄については、そういった差はなく、多少認可を受けるという

部分では、少し差は出てくるのですが、基本的には沖縄そのまま制度移行に伴って、今までと同じような形でやっていくというのは変わらないはずなんです。運用の部分で問題点がないかというところは、いいタイミングだと思いますので、ぜひこの実態調査、調査というほど、大きく重くなくても構わないと思いますので、例えば、50名、60名、資格は取れたのに全員が全員働いていないような、今の答弁の印象ですので、なぜそういった形になったのかというところを、もう少し深掘りをしていただきたいと思います。

いい制度なんですけれども、保育士が足りないというところで、もう少しこの制度を寄与させるためには、そういったところの後追いも重要なのかなと思いますので、ぜひ、そういったところも含めてですね、この試験の認知は広がっていると思うんですが、一般の方々の認知も含めて、そういったところも留意してですね、制度を進めていっていただきたいと要望して終わります。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣新委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第7号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入替え)

○新垣新委員長 再開いたします。

次に、こども未来部関係の請願第2号及び陳情令和6年第63号外20件を議題といたします。

ただいまの請願及び陳情について、こども未来部長等の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会の処理方針等に変更があった部分についてのみ説明をお願いします。

真鳥裕茂こども未来部長。

○真鳥裕茂こども未来部長 それでは、陳情等の処理概要について、お手元のタブレットに表示しております請願・陳情に関する説明資料で御説明いたします。

2ページの陳情一覧表を御覧ください。

こども未来部関係では、新規請願が1件、継続陳情が21件となっております。

初めに、新規請願の処理概要について御説明いたします。

6ページをお開きください。

請願第2号沖縄県内の認可外保育施設に通う子どもたちの処遇改善に関する請願について、処理概要を読み上げます。

7ページをお開きください。

記1から3について、認可外保育施設は、保育所等へ入所できなかった児童の受入れや、特色ある保育方針などにより、多様な保護者のニーズに対応してきたものと考えております。

県では、保育の質を確保する観点から、保育所等での保育を基本としており、認可外保育施設に対しては、沖縄振興特別推進交付金を活用して、認可化に向けた支援や給食費及び健康診断費等の助成をするなど、保育の質の向上に取り組んでおります。

さらなる支援については、財政負担の大きさに加え、保育の実施主体である市町村の意向や、国の施策の方向性等を踏まえて、検討する必要があります。

県としましては、入所する児童の福祉の向上に向けて、引き続き市町村と連携しながら、適切な支援の在り方について検討してまいります、としております。

続きまして、継続陳情の処理概要に係る変更箇所を御説明いたします。

36ページをお開きください。

令和7年第145号フリースクール等民間施設を利用する児童生徒・保護者及び民間施設を対象とした公的調査実施に関する陳情のうち記事項1及び2の処理概要の後半部分について、次のとおり変更しております。

37ページをお開きください。

1行目、「このため、フリースクール等民間施設の運営体制や利用する子どもや保護者への効果など、実態を把握する必要性を認識しており、令和8年度の調査実施に向けて予算要求を行ったところです。

実態調査の実施に当たっては、教育委員会と連携し対応するとともに、フリースクールの定義や調査対象範囲等を明確にする必要があることから、沖縄フリースクール居場所等運営者連絡協議会等の協力も必要であると考えており、引き続き意見交換しながら取り組んでまいります。」としております。

続きまして、教育委員会から説明がございます。

○新城高広義務教育課長 同じく、記1及び2の後半部分について、「多様な

教育機会の確保に向けて、フリースクール等民間施設との連携が求められており、その利用状況等を把握するための調査の実施や内容等については、こども未来部と連携し対応してまいります。」としております。

○真鳥裕茂こども未来部長 陳情の処理概要についての説明は、以上でございます。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

○新垣新委員長 こども未来部長等の説明は終わりました。

これより、請願等に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

平良識子委員。

○平良識子委員 よろしくお願ひします。

請願の第2号の認可外保育施設の請願についてですけれども、これは認可外保育園連絡協議会から出されているということで、総意として今回請願が出されたんだらうなと思います。処理方針も伺いましたけれども、まず請願の記事項の1ですね、指導監督基準を満たした施設に対する沖縄独自の認証制度を推進することということがあります。これは実際、沖縄独自の認証制度を実施しているのか。まずそのことから質疑します。

○仲里直也子育て支援課長 お答えします。

県独自の認証制度は行っておりません。

○平良識子委員 次に、指導監督基準を満たす満たさない。非常に重要なポイントかなと思います。那覇市においても、死亡事故が起きたケースもあります。認可外保育施設というのは、本当に認可園に近いぐらいしっかり取り組んでいるところもあれば、かなりグラデーション、差があるかなと思います。その中において、やはり指導監督基準というのは、非常に重要な行政からの指導というのはポイントが大きいところでありますので、今認可外保育施設が沖縄県にどれぐらいあって、指導監督基準を満たしている施設と満たしていない施設。県が把握している数を教えてください。

○仲里直也子育て支援課長 令和7年4月1日時点で、まず、445件の認可外保育施設がありまして、そのうち指導監督基準を満たしている施設は314件、

約70%となっております。

以上です。

○平良識子委員 残りの30%に対する指導はどのように行っていますか。

○仲里直也子育て支援課長 県では、認可外保育施設に対する届出があった場合は、その年度に必ず全施設に立入調査を行います。その時点で、保育士の配置基準であったり、面積要件とかを調べてですね、達成していなければそのことを指導して、改善報告をもらうような形で、継続して指導しているという状況です。

○平良識子委員 立入調査をされているというのも存じ上げております。ただやはりそれをやっても、改善し切れない施設というのも、残念ながらあるかなと思いますが、その状況についての県の対応としてはどういうふうにしておりますか。

○仲里直也子育て支援課長 一番の懸案となっているのは、やはり保育士の有資格者がいないということみたいです。なかなかこれについては過去の話もありますので、ただ引き続き改善されたかの確認というのは、通常は基準満たしていれば年に1回なんですけど、されていないところは継続して指導を行っていくという形で推移を見守っているというところです。

○平良識子委員 ちょっと細かいですけど、継続してというのは、基本的に年に1回じゃないですか。やはり満たしていないなというところを継続してというのは、どのくらいの期間のスパンで、調査されてらっしゃいますか。

○仲里直也子育て支援課長 やはりすぐに行っても改善ができていないということもあると思われるので、大体半年ぐらいをめぐりに行っています。

○平良識子委員 445件全部の認可外保育施設の中で、70%がこの指導監督基準を満たしているけれども、30%が満たしていない状況があるという中で、やはり子どもたちの本当に命と安全を担保するということが非常に重要なことですので、認可園に希望しても入れないという状況は、やはりまだ待機児童が減ってきたとはいえども、続いている状況にありますので、ここはしっかり行政指導をしていかないといけないわけですね。その辺りにおいては、やっぱ

りこの30％に立入調査をして満たしていないところに関しては、もう少し踏み込んだ行政指導を、今後半年に1回、継続してやっていますよということでもありますけれども、やはり県独自としてやっていく必要があるのかなと思います。あるいは陳情者が提案している沖縄独自の認証制度、なかのうかどうかも含めてですね、検討を何らかややはりもう一歩進めていかないといけないと思いますけれども、部長いかがでしょうか。

○真鳥裕茂こども未来部長 ありがとうございます。

認可外保育施設につきましては、やはりその沖縄のこれまでの歴史的な特殊事情も踏まえて、一定の役割を果たしてきたというところがあると思います。今課長のほうからも話でしたが、今、国の施策のスタンスとしては、保育の量から質へというような施策展開をしているところで、県のほうとしては、指導監督基準を満たすようにとか、認可化の移行にというところは、様々な施策、一括交付金を使いながらやってはいるのですが、今移行に移れない、指導監督基準を満たせないような今30％という答弁ありましたけど、その部分については、半年に1回の指導ということだったんですが、いろいろまた内部でも議論しながらですね、どういった支援ができるのかというところは検討していきたいと思います。

○平良識子委員 よろしくお願ひいたします。

次に、記述の2なんですけれども、この認可外保育施設給食業務委託、ケータリングですね。このケータリングを推進することとありますが、今実際ケータリングを利用されている施設はどのくらいありますか。

○仲里直也子育て支援課長 市町村単位で実施しているのが、豊見城市と浦添市が実施しているということは聞いております。

○平良識子委員 この豊見城市と浦添市は、市単独での補助事業として取り組んでいるということではよろしいですか。

○仲里直也子育て支援課長 そのとおりです。

○平良識子委員 そしたらほぼ多くの市が、なかなかできていないという状況なんですけれども、この子どもたちの給食についても、認可外についてどのように支援していくのかというのも長年の課題かなとは思ひます。その辺りにつ

いては、公的支援がもう本当に100分の1ぐらい違いますから、認可園と認可外ですから、違うところの中での子どもたちの公平性の行政の対応をどうしていくのかという課題の中の一つかなと思いますけれども、県として今のところどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○仲里直也子育て支援課長 認可外の支援について、沖縄県独自の事業として、ソフト交付金で支援している事業の中に、新すこやか保育事業というのがございます。これ給食費とか児童の健康診断とかを支援する事業になっているんですけど、基本的に認可保育所の給食費を調査して、認可外保育施設も合わせて調査して、その差分を埋めるような支援をしています。令和7年度におきましては、単価を拡充しまして実施しているところです。あわせて今年度におきましては食材料費ですね、物価高騰に対する支援を6月補正で計上しまして、各施設、これは認可外保育施設も含めてですね、保育所、認定子ども園等を含めて、実施しているところです。

以上です。

○平良識子委員 具体的にですね、この単価の拡充も含めてやっていますよということなんですけど、差額分ですね。具体的に幾らになりますか。

○仲里直也子育て支援課長 令和7年度拡充した金額は、20円になります。

○平良識子委員 市町村によって大分やはり取組の差があるかなというところで、市町村の努力も必要かと思いますが、やはり個々の認可外保育園の支援というのが本当に大きな沖縄県の、やはり子どもたちの保育を支えている、特殊事情の経緯の中でですね、ここやはりもう少し、もうしばらくは必要な認可外保育施設の役割がありますので、支援しっかりしていく必要があるかなと思いますので、また一歩新年度ですね、考えていただきたいなと思いますけれども、いかがですか。

○仲里直也子育て支援課長 今回この陳情者の方たち、認可外保育施設関係協議会の方たちと、3月上旬に、役員の方たち含めて、先方は五、六名来てたと思うんですけど、まさにこの請願の中身について、1時間余り意見交換しました。先方が要望する内容と県が考える方針、若干違いは確かにあると思いますが、県としても引き続きできる支援とか、ニーズがあれば事業の拡充もやっていただきたいので、認可外の関係団体に、ぜひこの事業をもっと活用してく

れという話もしましたし、今回のそういった意見交換の場を設けてくれたことに対して、非常に感謝の意見も述べていました。毎年度意見交換をやっているんですけど、引き続きですね、お互いのやはり認識の違いもありましたので、そこは意見交換を踏まえてですね、今後もやっていきたいと考えております。

○平良識子委員 指導監督基準を満たしているところと満たしていないところと、あとこの補助、様々な補助あると思いますけれども差がありますか。差を設けていますか。

○仲里直也子育て支援課長 差は設けてはいないのですが、ただ指導監督基準を満たしていれば証明書を発行するので、それを満たしている証明園ということで、そういった意味のメリットもあるでしょうし、あとは保育の無償化、保育を必要とする子どもが認可外保育施設に、やはり行かざるを得ない場合、そこは指導監督基準を満たしていれば、その子どもたちも無償化の対象になるというところもありますね。そういったのは保護者に対しても、かなりメリットでありましょうし、そういった、無償化の施設であれ、じゃないところはやはり選ばれないということもあると思うので、そういった面のメリットはあると思います。

○平良識子委員 この保護者が、この園はこの指導監督基準満たして満たしていないというのは、公開されているんですか。何か簡単に資料が入手できるような状況にありますか。

○仲里直也子育て支援課長 県のホームページでも公表しておりますし、園もそういった形では紹介をしていると思います。

○平良識子委員 ありがとうございます。

これで終わりますけれども、改めてやはり子どもたちの命を守るという意味においては、指導監督基準を70%というのは、私は低いなと正直思っています。これをやはり上げていくという努力を行政側から、やはり働きかけて、あるいは厳しくもやっていかなければ、ここは底上げさせていかなければならないというのは、もう行政の責務だと思いますので、ぜひもっとちょっと力を入れてやっていただきたいなと要望しております。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員 今の令和8年請願第2号ですね。認証制度ずっと言い続けてきている立場から、少し議論をさせていただきたいと思います。

認証制度について、請願、陳情でもこの声が上がってきたなというふうに今感じているところなんですけど、検討状況って今どんな感じになっていますか。

○仲里直也子育て支援課長 議員おっしゃるようになりますね、やはり認証とか準認可とかですね、そういった形で、協議会、認可団体が要請してくることは今までありました。指導監督基準というのは、やはり保育の安全、子どもたちの安全を図る上で、一定のやはり最低基準というのはあれですけど、そのラインは確保しないといけないというラインだと考えております。その上で、やはり認可園とはこの施設の整備であったり、保育士の配置基準であったり、確かに大きな差がありますので、実際やはり公的な運営費を支援するとなると、ある程度、認可に近い形でやらないといけないと思っております。

東京都の例からすると、東京は認証制度やっているのですが、調べたところ、基準がやはり、地域型保育事業の小規模保育というのがあるんですけど、大体それの同等の基準になっています。だからやはり、市町村が認可する基準ではあるんですけど、認可を受けた基準と同等のことの基準であるので、なかなか沖縄県の認可外保育施設に、そこまでの基準を設けて、運営費支援を考えるとというのは、なかなか難しいのかなって実際考えていました。

あとは運営費を出すとなると、やはりかなりの予算も出てきますので、ここは県だけではなくて、やはり市町村も実際認可保育所と認可外を、いろいろ実施主体として見てはいるので、その辺の意見も踏まえてやらないといけないなということで、実際市町村の意見も聞いています。市町村としては、正直そこまでニーズがあるという、要望があるという形ではありませんでした。市町村からは、県に対してはやはり平良議員が言われたように、指導監督基準を達成する施設、そういった指導を、一番これをやってほしいという、ちょっと要望が多かったと、そういったところです。

以上です。

○小渡良太郎委員 そういった現状も、私自身も把握はしているのですが、あくまで以前から提案してきてるところについては、利用者目線での提案のつもりで、ずっと話をしていました。市町村が管轄する認可園だとどうして

も、この市町村の境界に限定をされてしまう。要は預ける場合には、そこに居住している人が、居住している市町村の保育所を利用するという形になって、例えば職場の近くで預けたい、沖縄は結構仕事での移動が多い県にもなっていますから、朝預けて出勤をするというのが非常に負担が大きい。職場の近くで預けられるような環境を整えられないかというところから、私の提案はスタートしたと。

これは以前から話してるので、皆さんもよく理解いただいてると思うんですけども、市町村との意見交換でやはりそこら辺の話が出てこないのは当然ですね、あくまで市町村は、自分たちの行政サービスとしての保育というところをやるのがメインですから、例えばまたいでのものとか、居住者じゃないけど、働く人たちに対してのニーズをどう満たすかというのも、一応限定的には、議論はされておりますけれども、やはりメインは居住者向けのサービスというところになります。

先ほども申し上げたように、沖縄は住んでいる地域と働く地域が別々の人口のほうが多いと言われている県ですから、そういったニーズをどこまで、どれだけあるのかというところも、実際にはデータとして把握をしていないはずですし、どれくらいのニーズがあるかっていうのも現状分からない状況ではあると思っています。そういったのを、受皿となれるのが認可外の施設ではないかと。数を限定しても構わないから、県としてですね、ある一定量、そういった独自の認証というところも書かれていますので、改めて、そこはニーズ調査も必要になるかもしれないんですけども、ぜひ検討していただきたいというふうにお願いたします。

実際に令和6年第209号の陳情の中でですね、ページは17ページになるのですが、要旨の中にある保育の定員割れ問題とか、新たな認可保育所の設置が既存保育園の事業継続に及ぼす影響とかっていうのが、実際もう最近顕在化してきているような印象も受けます。実際にそういった話も、それぞれの認可、これは地域によるんですけども、聞こえてきます。

今請願の処理方針の中で述べられているのは、保育の質を確保する観点から、認可化に向けた支援をしていくというところなんですけども、待機児童の解消も、先日議論したようにですね、そんなに遠くない将来に実現できるという状況になっている中、それでも認可化を進めていくのかというところについては、やはり検討すべき一つの事案なのかなと思うんですけども、処理方針としてこういうふうにした理由を改めてちょっと確認をさせてください。

○仲里直也子育て支援課長　お答えします。

議員おっしゃるようになりますね、認可外保育施設の認可化に対する運営費の支援であったり施設整備の支援というのは、実際令和8年度の予算も計上しています。これは年度途中でも、そういった市町村の話があれば対応できるように計上しているところですけど、実際市町村は、やはり認可化移行は、そこまで今のところ考えてはいません。というのが、やっぱり施設整備をこれまで進めてきて、ある程度認可定員も確保されているという中で、若干市町村によっては、待機児童が多いところは新規の施設整備もあるんですけど、新たな認可化移行というのはですね、そもそも市町村は5か年計画で、子ども・子育て支援事業計画の中で、そういった施設整備の計画も入れていますので、その計画に沿った形だと、やはり認可化移行というのは今のところ、ちょっとニーズとしては少ないというふうに考えております。

○小渡良太郎委員 今までのロールモデルとしては、待機児童を解消するために、認可化を進めていくというのが、主だったと思います。その観点に基づいての処理方針になっているかなと思うんですけども、やはり令和8年度が節目になるかもしれないという状況にある中では、新たな質の向上を国も推進していくという段階に来ていますから、この新たなロールモデルの構築というところも一つ重要なのかな。その中に、先ほど申し上げたような、仕事で移動しなければならぬ方々の受皿をどう担保していくかということも含めて、検討していただきたいなというふうに思います。

令和8年度が節目の年になるかもしれませんので、ぜひ今後とも、より実態に合った、県民の生活に即した保育サービスが県内で提供できるような状況づくりをお願いいたします。

もう一つ、フリースクールに関しての処理方針変更がありましたので、これも少し質疑というか要望も含めて、議論させていただきたいんですが、ページは36ページになります。

実態調査を行っていくということなんですが、ぜひ調査、項目にももしかしたらもう既に入ってるかもしれないんですけども、フリースクールに通われている子どもたちに対しての学校側の対応も、教育委員会も今日来ていますから、ぜひ調査をしていただきたいと。出席扱いになっているところもあれば、そうではない扱いをしているところもあって、別に全て出席にしないとかではなくてですね、現状どのような差が生じているのか、学校長判断という答弁、以前もいただいているのですが、今県として実態がどうなっているのかというところをぜひやっていただきたいんですが、見解をお聞かせいただけますでしょうか。

○井上満男 子ども若者政策課長 予算審査の中でもいろいろと質疑いただいたんですけれども、令和8年度980万ほどの予算を確保しまして、実態調査に踏み込んでいきたいと思っております。対象については、その通っている子ども、その保護者さん、それから運営者のほうにもそれぞれ個別に調査票を用意して、調査を実施することとしております。調査項目については今後委託者が決まってから、詳細は協議会さんの意見とかも伺いながら、教育委員会とも連携して実施していくんですけれども、やはり協議会のほうからも、出席扱いだったり評定のところは非常に要望が強いところがございますので、子ども票の中でなのか保護者票の中でなのか、そういった学校とのどういった扱いができていいのかとかいうのは、恐らく項目に入れてくれという要望が出てくるかと思っておりますので、その辺りはまた教育委員会とも話し合って、入れる方向になるのかと思いますが、検討していきたいと思っております。

○小渡良太郎 委員 保護者から確認をするというの以上に、多分学校に確認すれば早いかなというふうな気もします。ぜひ、教育委員会も連携して対応するという形になっていますから、ぜひ協力をしてですね、どういった対応が望ましいか、要望は出席扱いにしてくれという要望が多いんですけれども、どういった対応がいいのかというのは、ぜひ教育委員会の中でも検討必要だと思いますので、今はこども未来部の審議ですから、あくまで調査の話なんですけれども、そこも検討していただきたいなと、お願いをいたします。

最後に、差別のない社会づくり条例に関する部分、陳情多数あるんですけれども、検討の現況、節目の年になっておりますので、検討するという形で、以前の処理方針もそうになっていたと思うんですが、その状況を教えてください。

○知花弘恵 女性力・ダイバーシティ推進課長 お答えします。

委員お話のとおり、今年度は、条例の附則2において、条例施行後3年をめぐり、社会経済情勢の変化等を勘案し、条例の施行状況について検討を加えることになっているタイミングでございます。

県では昨年度、不当な差別の実態県民意識調査などを行ったところでありまして、今回検討に当たって、審議会のほうに諮問を行いまして、これまで4回の審議を重ねてきているところであります。具体的な諮問の内容としましては、沖縄県差別のない社会づくり条例第9条の規定に基づく施策についてという点。もう一つが沖縄県差別のない社会づくり条例に罰則を設けることの必要性についてという点。あと沖縄県におけるインターネットモニタリングの実施

についてというところでございます。審議のほうが進みまして、間もなく答申のほうもまとまるところでございます。まだ、具体的にどういった内容ということは申し上げられませんが、委員の皆さんからは、やはり不当な差別的な言動の解消に向けて、この条例の役割というのは非常に大きいというところもあるので、取組の推進について、やはり進めていくというような方向の審議が続いたというふうな認識でいます。

○小渡良太郎委員 令和7年度はまだ続いていますから、あと数週間ですね。答申されるということなので、それを待って、またいろいろ議論をしていきたいなというふうに思うんですけども、ただやはり、陳情も複数挙がっているようですね。県民の関心も高いところになっていますから、陳情全てを取り入れるではないんですけども、ある程度県民の意見の反映と認識をしていただいて、内容も含めてですね、ぜひよい形で、また3年ごとに見直しあるんですけども、次の3年に向けてのものができるように、ぜひこれも、最後部長から一言いただいて終わりたいと思います。

○真鳥裕茂こども未来部長 ありがとうございます。

この差別のない、人権の問題に関しましては、本当に賛否両論あるところで、そういった意識がこの陳情にも複数、表れていると思っています。今回課長からも説明ありましたが、審議会のほうでも4回ほど、結構時間をかけて審議をして、近々答申が出ますので、それを受けてですね、しっかり検討をしてまいりたいと思っています。どうもありがとうございました。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

米須清一郎委員。

○米須清一郎委員 お願いします。

34ページですね、第131号の3。そのうちの記の4。処理方針として、子ども調査のことも触れられてるのですが、陳情、18歳までの医療費助成ということですが、処理方針のところでも子ども調査のことを触れています。これは、小中学生対象のものだと思うんですけども、高校の分というのが、関連した別の調査なり、何らかの把握をしていますか。お聞きしたいと思います。

○井上満男こども若者政策課長 お答えします。

県では、子どもの貧困対策に様々な子ども、保護者の声を反映させるため

に、平成28年度から毎年調査を実施しております。年代を変えながら小中からスタートして高校というような形でやっているんですけども、令和7年度まさに今年度、4回目の高校生調査を実施しているところです。対象は高校2年生の、一応全生徒さんに調査票はお配りして、ある程度返ってきているというような話を伺っております。毎年小中、未就学、高校生のところでは、この医療機関の経済的要因によって受診を抑制したかどうかというようなところは、必ず聞いておりますので、今回の高校生調査でも、その質問は入れております。まだちょっと取りまとめの最終段階になっているので、公表には至っておらないんですけども、例年でいくと5月ごろには公表できるかなと思っています。そこで、高校生に拡大している市町村だったり、ない市町村だったりもありますので、そのこのほうでの区分とかでの課題等も浮かび上がってくるかなと思っていますので、その結果も踏まえてまた対応していきたいと思っております。

○米須清一郎委員 まず、それもまた待ちたいと思うんですけども。以前から検討している声もある中で、中学生までやっている部分については効果もあるだろうと。また高校生の分もですね、18歳まで拡充することの検討が必要であるというふうになっていきますけども、この拡充した場合のその必要額というの、現時点である程度は分かるものでしょうか。

○井上満男こども若者政策課長 この制度は、全41市町村が実施した場合に、県から2分の1を補助するという制度なんですけれども、18歳まで拡大した場合、全市町村で約11億円を見込んでおりまして、県の補助額としては2分の1になりますので、約5億5000万円程度かかるというような試算をしております。

○米須清一郎委員 これ、調査検討中というところで、しっかりやっていくところだと思うんですけども、基金を新しくつくって推進していくということではないですか。このことを、この部分を拡充していくという、そういう意識も現時点でありますか。

○井上満男こども若者政策課長 医療費助成につきましては、今の中学生までを対象にしまして、県のほうからはその半額を補助しているところです。大体決算額でいきますと、30億円前後の予算がかかっておりまして、それは全額一般財源で補填をしております。今回積み増した基金は、残り6年の期間中、

20億円を積み増したというところなので、少し高校生まで拡大する、5億5000万円ぐらいと申し上げましたが、そうするとほかの事業ができなくなってしまう可能性がありますので、やはりここは財政当局と協議しながら、財源を手当てしていくというような形になろうかと思います。

○米須清一郎委員 まず実態の把握からですね、総合的にやっていく中で、一つ一つ大事でしょうし、この部分もしっかり検討していただきたいと思います。

次、もう一つの5番のほうですね、記の5なのですが、小児科医の派遣協力等々の陳情になっていますが、その中で出てくる5歳児健診というところで、前にもちょっとお聞きしたことあるのですが、ちょっと改めて県内の5歳児健診の実施状況を教えてください。

○仲里直也子育て支援課長 お答えします。

年度当初はですね、久米島町1町のみだったんですけど、今年度5歳児のプレ健診ということで、県がモデル的な健診を行った結果、渡嘉敷村と多良間村、伊平屋村が今年度実施しております。

以上です。

○米須清一郎委員 来年度はこれからですか。

○仲里直也子育て支援課長 令和8年度の実施予定市町村は、9市町村となっております。

以上です。

○米須清一郎委員 陳情は、健診等含めてですね、その人材の派遣協力というものですけども、県の支援としては、5歳児健診に関しては、そのモデル的に実施することが県の支援ということでしょうかね。その中身というのは、健診に必要な人材の派遣等になっているんでしょうか。県の支援の内容についてお願いします。

○仲里直也子育て支援課長 5歳児健診は、実施主体は市町村となっております。5歳児健診は、今までの乳幼児健診等とは違って、やはり新しく集団、発達の特性を見極めるというところが一番大きな違いとなっております、そこはやはり専門職の確保が必要となっております。

県としては、そういった専門職の確保、そもそも専門職も研修をしないと、この検診の判断ができないという状況なので、県としては、この専門職種の研修であったり、場合によっては医師の研修も必要となる、そういった研修であったり、あとは、専門職の確保、今まで乳幼児健診等は小児保健協会と委託契約をして、そういった専門職の確保をしているところであるんですけど、そういったところの連携のつなぎであったり、統一した様式を作成したりとかですね、そういったところが県の支援としても、行っているところです。

以上です。

○米須清一郎委員 実際の実施のときにですね、この5歳児健診のときの実施先にその専門の方が行くということは、実施する市町村が実際には負担するんですよね。その派遣を県が支援したりしているのですか。

○仲里直也子育て支援課長 これは市町村の負担になるんですけど、一応補助メニューになっていますので、それに当たっては、補助金が国から支払われるという形になっています。

○米須清一郎委員 そこがですね、現にもう形としてあって、進んでいるものでありますけども、県のその支援のところ、派遣のところの財政負担であったり、人材確保であったりというところで、またさらにできる、県としての支援を拡充すると、そこがまた41市町村に広がりを見せるのかなという期待もあったりするのかなと思うんですがどうでしょうか。

○仲里直也子育て支援課長 先ほど言ったみたいに、1人当たりの健診に当たる補助金というのがありまして、基本的にはその中で全部見込まれるのかなとは思っています。あくまでも県としては、やはりこの専門職を確保する、専門職の育成というところが大きな課題となっているので、そういったところのつなぎであったり、研修の支援であったりというのを、今後やっていく必要があるかなと考えております。

○米須清一郎委員 ありがとうございます。

引き続きですね、よろしくお願いします。

もう一点ですね、36ページ。

先ほどもありました第145号、フリースクール等の実態の把握というところで、新年度に調査をするというところでぜひしっかりお願いしたいと思うんで

すけども。

こども未来部そして教育委員会、そして当事者団体の関係者で協力して連携してやるということなんですけれども、いま一度その調査の実施方法、よりもうちょっと細かく言うと、どういうふうな連携の形を取るのでしょうか。

○井上満男こども若者政策課長 お答えします。

具体的には委託者が決まってから詳細に固まっていくと思うんですけれども、県ではフリースクール調査以外にも、先ほど答弁させていただいたこども調査というものも毎年やっておりますので、大体そういった調査の手法になるんじゃないかなと思っています。具体的には、有識者等を交えた検討会というようなものを組織をしまして、その中で、年二、三回そういった検討会を開催しまして、最初は調査項目、こういったものでいいのかどうかというようなところを検討するような内容になるかと思います。ここには、我々こども未来部もですし、教育委員会のほうも設置するとなれば、呼びかけて参加をしてもらおうと思っていますし、場合によっては、オブザーバーという形で協議会さんの参加というようなことも検討しないといけないかなと思っていますので、そういった場を利用して有識者の意見もいただきながら、調査項目を固めていく。調査を実施して取りまとめに当たっては、当然その取りまとめ結果を、クロス分析とかをどうやってやったほうがいいのかとか、そういったものもこういった検討会の場で、こども調査の場合やっておりますので、そういった形になっていくのではないかなというふうに思っております。

○米須清一郎委員 今の御説明のとおり、しっかり進めていただきたいなと思います。できればその当事者団体が、こうであるはずじゃなかったみたいにならないようにですね、御意見を取り入れるんでしょうけれども、できればもう会議に入ってくださいことは、継続的な検討、確認としていいのかなと思いますし、委託先にだけに頼らず、県としてしっかりやっていただきたいと思います。

以上です。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 6 ページ、新規の請願です。

認可外保育施設の問題ですね。先ほど認可外の施設が445あるけれども、

314基準を満たしている、7割だということがありました。その認可外の果たしている役割は、大きいと思うんです。それと、認可園や子ども園、ちゃんと運営補助とかが出されている、いわゆる保育園と言われるところは、どれだけの箇所があって、そして通っている子どもの人数、令和7年で比較、取りあえずはやりたいと思うんですが、認可外と両方の比較。それと、子どもの人数もですね、比較してほしいと思うし、あとコロナ前、通常に認可外が継続されていて、今日認可外が増えているのか減っているのかということも見たいと思いますので、この比較もお願いします。

○仲里直也子育て支援課長 まず施設数のほうからお答えします。

令和7年度の認可保育所等の施設数は890。入所している子どもの数は、5万7645人です。認可外保育施設に関しましては、施設数は先ほどお答えしました445施設で、6059人となっております。一方、平成31年でよろしいですか。平成31年4月1日時点では、認可保育所等が805施設で、入所児童が5万7418人。認可外保育施設が359施設で、利用児童数は9313人となっております。

以上です。

○西銘純恵委員 認可外施設は相当増えているけれども、入所児童が3000名ほど減っているということは、保育所かなと思ったんですが、保育所の人数はそんなに、500名ほどしか増えていないんですよ。それでは、要因は何だろうと思っていますか。

○仲里直也子育て支援課長 まず一つ、認可外保育施設の数が増えている理由なんですけど、施設型、いわゆる箱物のところと、居宅訪問型というんですか、いわゆるベビーシッターの方もこの施設数のカウントに入っています。内訳としては、居宅型が115、施設型が330ということなので、先ほど言った平成31年からは、箱物としては恐らく減っているものと考えられます。あとは認可も、認可外も利用児童数、認可もそれほど変わっていないということと、認可外保育施設が減ってるというのは、明らかにやはり少子化とか、就業未就学児童数の数が減っているというのが大きな要因だと思います。

以上です。

○西銘純恵委員 箱型というのが、県が認可化するための施設整備支援やっていますよね、処理方針にもあるんですよ。この認可化に向けた施設を造ってい

くというのは、この間、結構増えているんですか。そんなに、施設型は増えていないと言ったので、状況としてはどうですか。現年度でもいいんですけどね。

○仲里直也子育て支援課長 今ちょっと細かい資料がないんですけど、今年度に関して言えば、小規模への認可化移行が1件ありました。

以上です。

○西銘純恵委員 認可外が小規模型に移行していく、そして施設整備費もちゃんと県が支援をしているということであれば、これを進めていくというのが、基準を満たしていくというところにもつながっていくんだらうなと思うんですが、これは県の考え方としては、市町村との関係もあるとは思いますが、積極的に進めてきたということでもいいんでしょうか、どうでしょうか。

○仲里直也子育て支援課長 お答えします。

大幅にやはり待機児童が多い時期、施設整備をどんどん、施設整備をもう市町村にも造れ造れと言った時期がありました。そういったところは新規の施設も含めて、認可化移行も合わせて、市町村も一緒に検討してきた経緯がございます。実際今はもう市町村の計画の中では、当然保育量の、保育提供区域ですかね、中学校区域でこれだけの見込みがあって、これだけの利用定員が必要と、そういう形で市町村の計画をつくってしまして、その中で既にもういっぱいであるというのがやはり市町村の計画の中身だと思います。これ以上、認可化移行は進める必要がない。待機児童を減らすには、保育士の確保が一番大きな要因となっているので、今は県としても施設整備を進めるというよりは、保育士の確保、処遇改善、労働環境改善を進めながら、確保していきたいというのが、県の考え方です。

○西銘純恵委員 さっきもありましたけど保育士確保が認可外は難しいと、有資格者の話ですよ。445の認可外のうちですね、規模といいますか、大きな認可外でも、歴史が古く結構長い間保育を担ってきたところもあると思うんですよ。認可しないで頑張っているというところもあると思うんですが、その規模に分けたというのかな、規模別の認可外、さっきベビーシッターとか単独でというの也被われたので、それを振り分けをしたら、どんな状況でしようでしょうか。ベビーシッターは資格がなくてもできたんでしょうか。そこも併せて。

○仲里直也子育て支援課長 ベビーシッターに関して——認可外であると、基本的には資格は必要ないです。ただ、資格を持ってないと指導監督基準を満たさない。認可外は、やはり資格がなくてもできはする。

○西銘純恵委員 3割基準を満たしていないというところが、今のベビーシッターは有資格者じゃなくてもいいというところがネックなのかなという感じはしてきたんですが、少し基準を満たす満たさない、保育士資格というところからすれば、やはり制度のはざまというのかな、そこら辺も分析する必要があるのではないのかなあと思います。

この認可外保育園連絡協議会という団体として、県がつかんでいる445の施設、そういうベビーシッターも合わせて入れているというところも網羅した形で、皆さん来ているのか。だから、今の保育士の有資格者をどう育てて、保育に参入させていくかというのが、箱物は足りているということを言われたので、それが一番の課題なのかなと思うんですが、そこら辺については、協議会と議論された、話し合われたというので、そこはどういうふうに、小規模というのかな。そこら辺も併せて、どういう考えを持っているのか、お尋ねしたい。

○仲里直也子育て支援課長 先日お会いした協議会の方たちは、施設型がメインでいて、ベビーシッターの方たちはちょっと把握していないということです。

○西銘純恵委員 445の認可外の施設のうち、私の聞いているベビーシッター、それと小規模というのかな、何名かとか、そこら辺も含めて、県としては振り分けしているんでしたら、どういう状況かお尋ねします。

○仲里直也子育て支援課長 施設区分でちょっと細かくなりますけど、ベビーホテルと言われているものが、令和7年4月1日時点だと18か所、事業所内保育施設が28か所、企業主導型保育施設が115か所、ベビーシッター居宅訪問型が115か所、その他認可外保育施設が169か所、合わせて445か所です。

○西銘純恵委員 企業型とか事業所型というのは、一定の規模を持っていると思うんですね。やはりその皆さんが利用するということもあるので。ただ、言われた115もあるベビーシッターと、その他型というのが169という形

で今話された、その部分にやはり保育の質をどう確保するかというところが、課題になっているのかなと思うので、そこら辺をぜひ、今後の課題としてね、子どもさんを預けている、安心・安全にということも含めて、やっていただきたいと思います。

それと県が支援をしている補助ですね。給食費と健康診断費等は、企業型とか事業所型にも支援はされているということになりますか。

○仲里直也子育て支援課長 お答えします。

企業主導型保育施設というのは、国から運営費が出ている施設で、ある程度認可基準並みの基準をクリアした施設になっています。国から補助を受けてるところは対象としていないんですけど、それ以外の施設は対象としています。

○西銘純恵委員 私の認識ですけれども、認可外というのが何でこんなに増えたかなというところを、やはり今の企業型とか事業所型というのが、ここ10年以内にできてきた部分ですよ。それで、多分増えてきたんだろ数字的には。だからその中からは、私としては、やはり県が支援をする認可外というのをきちんと押さえてやってもいいんじゃないのかなと。国が直接運営費を出してやってる企業型とかそういうところはね。ただ保育内容について、監督する必要もあると思いますので、監査とかそういうのをやっているだろうと思うんですが、この補助をしていくという対象、そこら辺はぜひ、保育士の確保、有資格者をどう育てていくかという観点でもやってほしいと思います。いずれにしても、子どもの数は減ってくるということでも、まだ認可外に沖縄県の保育が担われているという部分があるので、部長にこの今の沖縄県の認可外保育に対する支援もやっていますけれども、保育に対する考え方ですね、部長からお尋ねしたいと思います。

○真鳥裕茂こども未来部長 処理方針にも書かせていただいているんですけども、認可外がこれまで果たしてきた役割というのはすごい大きいということ考えております。米軍統治下の際には、法の適用がなくて、それが認可外の保育施設が担ってきて、その後もですね、特色ある保育方針により、様々な保護者のニーズにも対応してきたと。一方、少子化の影響でですね、厳しい経営状況にあるというのが現状であるというふうに認識しております。

今、市町村子ども・子育て支援計画ということで、R7年から11年度までの計画を定めておりますが、認可保育についてもですね、やはり少子化を踏まえた今後の在り方というのを検討していかないといけないと思ってまして、認

可外保育につきましてもですね、先ほど来話がございました。30%の施設が指導監督基準を満たしていない。一方、今国の施策としては量より質という形で施策を舵切っているところがありますので、その辺のバランスも踏まえながらですね、認可外保育施設も含めて、今後どうしていくのかというビジョンみたいなものはつくらないといけないと思っております。そういった形でですね、関係者も交えて議論しながら、今後どうしていくのかというのを検討してまいりたいと思っております。

○西銘純恵委員 団体の皆さん入れてですね、ビジョンの話されましたので、いろいろ関係者の声を聞いていただきたいと思います。

何というのかな、少子化と言いますけど、認可保育園をどうするか。今あるものはそのまま箱として使うけれども、今子育て最中の皆さん、国民の声としたら、この基準ですね、ゼロ歳児から2歳児までの保育基準。保育基準が、例えば、基準がもっと子どもの数を少なくしてほしいということで、多分3歳児以上ですか、基準を緩和したと、人数減らしたということあるけど、保育の新しい子育ての考え方からすれば、今の箱をそのまま、学校と同じですよ、少人数学級にやっていくというのと同じような考え方で、やはり時代に合った、子どもの保育環境を整えていくという観点を持って、議論していただきたいなということを、国に、保育基準についてもね、やはりもっと少なくしなさいということになってくると思うので、そこも併せて議論していただきたいと思います。

以上です。

○新垣新委員長 休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後1時30分再開

○新垣新委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

喜友名智子委員。

○喜友名智子委員 よろしくをお願いします。

請願の新規の認可外保育施設のものなのですが、ほかの委員とかぶらないように質問したいと思います。監督基準の件で少し詳細お伺いをしたいんですけ

れども、監督基準を満たしていないという内容、どんなものがありますか。

○仲里直也子育て支援課長 お答えいたします。

令和6年度、立入調査を実施した361施設のうち、37施設が改善確認ということで、主な内容は、乳幼児の帳簿であったり、有資格者数、児童検診、職員健康診断、避難訓練、安全確保、上記が配置基準を満たしていなかったり、実施されていなかったり、そういったことが指摘の内容となっております。

以上です。

○喜友名智子委員 施設そのものというよりも、人の配置とか、求められるべき避難訓練だったり、定例の安全確保の部分かなと思います。多分そうじゃないだろうかと思っている中で、この一番気になるのが配置基準のところなんですよね。これトータルで見ると、配置基準を満たしていませんというふうになったときに、多分実態として推測されるのが、保育園が空いている時間帯によって、足りないところが相当集中しているのではないかなと思うんですね。こういった傾向は、監督基準のチェックで分かるものなのではないでしょうか。例えば朝のお迎えの時間帯と夕方のお迎えの時間帯と、それ以降の夜間の時間帯は、当然配置基準を満たしていないようなパターンがどの園でも多い。なぜかというと、保育士の先生たちも、実際自分たちも家事とか子育てをやっている、自分たちも9時5時で働きたいですという人のほうが多いので、その働いている親と同じペースで動く保育士が多いから、その時間帯だけ配置基準が薄いのではないかなという実態が多いと思うんです。こういったことは監督基準では何か見えてくる内容になっているのでしょうか。

○仲里直也子育て支援課長 お答えいたします。

時間帯によって配置基準の選別というか、そういうのは特になくて、やはりその決められた基準はどの時間帯であっても満たしていけないといけないうことで、実際そこで配置を満たしていなければ、その時点で指導を行うというふうになっております。

○喜友名智子委員 分かりました。時間帯ではなくて満遍なく足りていないというのは、確かに保育士の確保不足だなと思います。ただ、時間帯によって足りない部分というのは、どちらかというと、本当に保育士の資格は持っている人がいるけれども、やはり園のマネジメントの問題も相当サポートしないと、なかなか厳しいなと思うんですよね。だからそうすると、ひよっとしたら、こ

ういう園にとって必要なのは、保育士の確保をするときに、例えばその県がプールして確保してあげて、足りない時間帯に派遣するとか、そういうものというのは一つの回答ではないかなというふうに思います。これは答弁求めませんので、ただトータルの数字で、基準を満たしている満たしていないといったときの実態を細かく見ると、ひょっとしたらピンポイントで支援できるところが見えてくるのではないかなというふうに思って、今の質疑をしました。

施設についての基準を満たしていないというところは、あまりないような答弁でしたので、少しここは安心をしています。よくあるのがほかの保育園を引き取ったときに、トイレと手洗いが隣のスペースなのに、壁はあるけど天井は空いていましたとか、そういう、やはり園というのも、今はそこまでひどいのではないと思いますが、やはり中途半端な建てつけで造っている園というのは、どうしても立入調査をしないと見えない部分だと思うんですね。県も立入調査する人を確保するのに難儀しているとは思いますが、外の目でチェックするというのが大事ですので、ぜひ認可園のサポートを続けていっていただきたいなと思います。

23ページの陳情第71号の3。

私もこの5歳児健診の部分、先ほど米須議員が聞いていたので、同じ内容を聞けて非常に参考になりました。

ちょっと教えてほしいのが令和8年度に予定をしている9市町村とですね、この5歳児健診をやろうという方針を示した市町村の傾向は何かあったりしますか。

○仲里直也子育て支援課長 お答えいたします。

令和8年度の実施予定市町村は、9市町村となっていて、名護市、東村、伊平屋村、中城村、渡嘉敷村、座間味村、栗国村、久米島町、多良間村ということで、比較的子どもの数が少ないということで、5歳児健診の実施がより可能となったのかなということが見受けられます。

以上です。

○喜友名智子委員 5歳児健診の主な目的も発達状況の有無を見るのがあるということですので、やはり人材に限られる離島だったり、比較的人口が少ないようなところのニーズが多いのかなと、聞いていて思いました。市町村だけで単独でできない部分が多いと思いますので、こちらでもぜひサポートを続けていってください。

あとヘイトスピーチ規制条例の、差別のない社会づくり条例の運用について

も、条例ができて3年の見直しの年であるということで、審議会の先生方の議論の結果を私も非常に楽しみにしております。楽しみというと、ちょっと言い方がほかに思い浮かばないと思うんですけども、非常に意義のある条例ができてですね、社会の中でも県の姿勢をしっかりと、県が目指す社会の姿を示している条例の一つだと思いますので、この3年の見直しで出た課題を、また翌年度以降も引き続き引き取ってですね、深みのある条例にしていってもらえたらと思います。

すみません、これ年度末に審議会の答申、出る予定ですか。

○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長 お答えいたします。

年度内に、近いうちに答申取りまとめの予定となっております。近々に出します。

○喜友名智子委員 答申が出た後は、どんな動きになるのでしょうか。

○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長 具体の答申の内容を今、お答えできないところでありますが、やはり答申を踏まえた内容で、我々として施策、できるだけ実効性のあるものにしていきたいというつもりではおります。

○喜友名智子委員 分かりました。

あとはですね、児童相談所の関連の陳情が幾つか上がっています。提出者も同じ会の名前ということで様々な視点での陳情になっていきますけれども、今県がつくろうとしている第三者機関ですね。これは、こういった陳情の内容に応える仕組みになり得そうでしょうか。

○大宮規子子ども家庭課長 子どもの権利が侵害されているという場合には、まずは、相談機関に相談をした上で、必要に応じて調査審議するというのを考えておりますので、求めがあればそういったことも可能かと思えます。

○喜友名智子委員 分かりました。私は以上です。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。
松下美智子委員。

○松下美智子委員 皆さん、こんにちは。

もう既に各委員がいろいろ質疑をしてくださいましたので、少しだけお願いいたします。

まず新規の請願、6 ページ、7 ページですね。

認可外保育施設に通う子どもたちの処遇改善に関する請願というものに関して、多くの委員が質疑をしてくださいまして、認可外に対しての関心を寄せていただいていることに感謝いたします。

まず7 ページのほうに、執行部としては1 から3 をまとめて処理方針を書いちゃっていただんですけども、平良委員のほうで一つ一つ質疑をしていただきましたので、よく分かりました。

この中に、中段あたりに、認可外保育施設に対しては、沖縄振興特別推進交付金を活用して様々な助成をしていますということで、保育の質の向上にこれからも取り組んでいくという処理方針を書いているのですけれども、具体的に令和8年度、新しい年度で何か拡充される支援が今のところあるかどうかをお伺いしたいと思います。

○仲里直也子育て支援課長 ソフト交付金の話をさせてもらったんですけど、給食費の支援であったりですね、保育の必要な用具の支援とかいろいろあるのですが、基本的に新規の事業内容はないです。ただ令和8年度は、この物価高騰に係る光熱費であったり、食材料費の支援を認可外保育施設も対象としているところです。

新しい事業は、以上です。

○松下美智子委員 この件に関して、仲里課長はじめ担当の皆様が、この請願を出された認可外保育園連絡協議会の皆様と、しっかり対面で意見交換をしてくださったことに、まず感謝をしたいと思います。その中でしっかりお話しをしていただいて、今回の今日の質疑でも、様々、皆様から質疑が出ておりましたので、それも含めて、令和8年度、今のところは、項目に増えるのはなくても、予算的に拡充とかがあるのかなと思ってお伺いしたんですけども、物価高騰、まだまだ続いていますので、その対策があったときには、認可外にもまた手当てをしていただけるのだらうというふうに理解をしております。

また最後、午前中の質疑のときに、真鳥部長のほうから、認可外に関しても、将来的なビジョンを持って検討していくというふうに御答弁をいただきましたので、本当に、保育に欠ける子どもたちにとっては、大事な認可外保育施設ですので、こちらへの支援も引き続きぜひよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、これも今喜友名委員のほうから質疑がありましたペー

ジ32ページ、40ページ、46ページ。

同じ会から、子どもの人権を守る会ということで、3つの陳情が出ております。これも詳しく担当課長のほうから内容については、お話を伺ったんですけれども、全体この3つの陳情をお受けになって、今担当課長として、お考えがあれば御答弁いただければなと思います。

○大宮規子こども家庭課長 陳情者の方は、実態調査というのを求めているというふうに認識しております。一時保護ですとか児童養護施設に入所措置された子どもとその保護者の方にとっては、精神的な負担が生じる懸念というのは十分承知をしているところです。一時保護所ですとか児童養護施設等で、事件・事故ですとかそういったことが発生した場合には、速やかに所管課に報告されるような体制もしっかり取られておりますし、必要に応じてですね、社会福祉審議会等へも報告して意見を求めているところです。

今後でもですね、児童相談所のほうでは、子どもの最善の利益を守るということを念頭に、頑張って業務に取り組んでいるところですので、引き続き児相の体制の強化とともにですね、児童に対する支援というの、しっかりとやっていきたいというふうに考えております。

○松下美智子委員 ありがとうございます。

本来は最大に保護すべき保護者から虐待を受けて、大切な命を落とす子どもさんのニュースが絶えない中で、大変心を痛めているところなんですけれども、そういう子どもたちの命と、今おっしゃった利益を最大限に守るために、頑張られているということで、頑張ったものというのはなかなか表面には出なくて、そういう事件・事故があったものだけがやはり大きくクローズアップをされて、心配をする、心を痛めるという現状があるかなあというふうに思っております。今出されている陳情も、それに関する一つ一つの訴えかなというふうに思います。

また私が市民相談等で受けるものでも、やはり外部から見ると心配な家庭であっても、家庭の中では愛情を持って育てているという、ひとり親の方が何かで一時保護になったときに、やはりその動揺というのはすごいものがあって、何件か御相談をいただいているものもありますので、この辺大変難しい問題だというふうには思っているのですが、その中でしっかり頑張っている実態があるということで、私も一昨年、県議になったばかりなので、これ委員長に、もしよろしければこの委員会の中で、施設の児童相談所の視察というのを御検討いただくことができないかと思うのですが。

○新垣新委員長 少し事務局と相談して、預かりたいと思います。

○松下美智子委員 すみません、全員でなくてもよいので希望者だけでも実際に少し視察をさせていただいて、また引き続き勉強させていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

あともう一つ、これは要望なんですけれども、すみません、31ページと38ページに、この選択的夫婦別姓別氏制度の陳情が出ております。全く真逆の意見、賛成のほうの意見、ぜひ進めてほしい、選択的なので、ぜひ進めてほしいというのと、家庭が家族が崩壊するということで絶対反対という、真逆の陳情が出ているんですけれども、処理方針については、所管部としては、中立の意味で同じ内容なので、何号と同じというふうに書かれているんですけれども、出されている陳情の中身が全然違うので、これそれぞれに変化はなくても処理方針を書いていただくということは、今後お願いすることができないでしょうか。意味、分かりますかね。

○新垣新委員長 個別ごとに、陳情方針を書いてやってくれということですね。

○知花弘恵女性力・ダイバーシティ推進課長 御提案ありがとうございます。

それぞれ本当に御意見が異なる部分というのがございますので、県としての意見をそれぞれで記載してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○松下美智子委員 ぜひ改善方よろしくお願いいたします。

以上です。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣新委員長 質疑なしと認めます。

以上で、こども未来部関係の請願等に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入替え)

午後 1 時56分休憩

午後 2 時10分再開

○新垣新委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

次に、生活福祉部関係の請願令和 7 年第13号及び陳情令和 6 年第72号の 3 外 2 件を議題といたします。

ただいまの請願及び陳情について、生活福祉部長の説明を求めます。

なお、継続の請願等については、前定例会の処理方針等に変更があった部分についてのみ説明をお願いします。

北島智子生活福祉部長。

○北島智子生活福祉部長 それでは、請願・陳情の処理方針について、お手元のタブレットに表示しております請願・陳情に関する説明資料で御説明いたします。

まず、請願・陳情一覧表を御覧ください。

継続の請願が 1 件、継続の陳情が 3 件となっております。

継続の請願・陳情につきましては、処理方針に変更はありませんので、説明を省略させていただきます。

以上で、請願・陳情の処理方針について、説明を終わります。

○新垣新委員長 生活福祉部長の説明は終わりました。

これより、請願等に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

平良識子委員。

○平良識子委員 ありがとうございます。

処理方針に変更はないということなんですけれども、12ページの陳情第178号最低賃金引上げに伴う支援に関する陳情、障がいのある子どもの放課後保障連絡会沖縄の代表からということで、児童デイサービス等を運営している経営

者の皆様方からの陳情でございます。

記事項に、3つ掲げられております。この中で参考人招致も今後予定はされているのですけれども、この代表者の皆様方と担当の皆様方との意見交換もしていただいて、その結果、とりわけこの物価高騰——国の制度自体が3年に一度の見直しということもあって、されて間もない中でこの物価高騰で、なかなか人が少ない中での事務作業、とりわけ記事項の2なんですけれども、国が様々なその物価高騰対策支援事業、あるいは補助メニューとか、いろいろ打ってはくださるのですが、この小規模事業所で、なかなか申請の煩雑さがあって、保障が取りにくいという課題もおっしゃっておいりましたので、何とかそれを簡素化していただけないかという要望がありました。

それについては、処理方針としては何も変わっていないんですけれども、結果的に対応してくださったということで、とても感謝の声が届いております。そういった意味では、処理方針としても、今後も検討してまいりますというよりも、取り組んでまいりますとか、実際こういうふうにやりましたとか、この陳情を受けてですね、何かもう少し書いてもよかったのかなと、対応したことをですね。と思うんですけれども、その辺り、結果的にどのように取り組んだのかも含めて、御答弁お願いいたします。

○大湾朝貴障害福祉課長 お答えいたします。

まず陳情処理方針の議会への提出時期で、少しこういう形になってしまっています。

今回、先日先に議決していただいた2月の補正予算で、この物価高騰とかを——補正予算がこちらで審議していただきましたけども、その補正予算が成立する前での話だったので、こうしますとか、しましたというのが少し書きづらかったので変更は今回これはできていません。

今、平良委員のほうからあったように、補正予算の審議の中でも瑞慶覧議員からも少しそういう確認が予算特別委員会でもありまして、お答えしたんですけども、今回やはりこういった陳情の声とかですね、実際お声を聞かせていただいて、今言ったようにこの事業所の負担をどう減らすかというところについて、今回の2月補正で議決していただいた物価高騰対策については、事業所の負担軽減のために、これまで補助金というところでの支給だったものを給付金というところで報償費に変えまして、要はそういった精算手続きがいらないというところで、そういった申請の仕方とかもですね、定員かける単価というような、積算がしやすいような形でというところで、なるべく事業所の事務作業を軽減するというところで今回制度設計をしております。

実際補正予算が成立してですね、今まさにこの委託事業所のほうを公募してまして、委託事業所が決まった際にはですね、こういった形で委託事業の目的にも、そういったところは明記していますので、なるべく事業所のほうの負担軽減、あとはその事業所に対するサポートですね、手厚いサポートというか、伴走支援みたいなのところもしていくようにというのを今考えているところです。

○平良識子委員 ありがとうございました。
もう十分です。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。
米須清一郎委員。

○米須清一郎委員 今のと同じところなんですが、国の経済対策ですか、県としては、2月補正で対応した事業も計上しているということで、あと加えてですね、報酬改定というのが、臨時改定もされる予定なんですよ。

○大湾朝貴障害福祉課長 お答えいたします。

3年に一度報酬改定があって、前回令和6年でしたので次回は令和9年なんですけども、今回国のほうでは、臨時的、応急的なところで令和8年のほうで、臨時の改定が予定されているところです。

○米須清一郎委員 ちょっと実際の中身までは少し把握していないんですけれども、陳情者が、また多くの事業者が運営に苦しむ中で、事業所の運営、賃金を上げる、あるいはその物価高騰に対応するということで、本当大変だと思うんですが、その臨時改定というのがそういうものをうまく吸収されるような上昇の改定になっているのか、その臨時改定によって、その事業所の不安というんですか不満というんですか、そういうものはもうある程度落ち着くというような改定になっているのでしょうか。

○大湾朝貴障害福祉課長 お答えいたします。

今我々が把握している内容でいくと、まず処遇改善のほうが盛り込まれるというのは把握しております。陳情者が言っている基本単価とか、そういった部分については、この臨時というよりは、令和9年度の報酬改定のほうになるのかなというところで把握しております。

○米須清一郎委員　また引き続きですね、足りないところをまた県としての検討も続くものがあれば、引き続きお願いしたいと思いますし、また先ほど質疑もありましたように、現状を踏まえて、またその処理方針というのも更新が必要かなと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○新垣新委員長　ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員　お願いします。

今の件から令和7年第178号、13ページ。

臨時報酬改定ではないけれども、令和9年の通常の報酬改定でなされるだろうといったものを確認したいんですが、今現在日額払い制から時間払い制に変えられて、事業所運営が大変厳しくなっているというところについては、9年度の改定に、何らかの形で元に戻すなり改善をするというような動きというのはあるのでしょうか。

○大湾朝貴障害福祉課長　お答えいたします。

今少し我々が把握できているのが令和8年度の臨時の改定の内容なんです、令和9年度についてはまだ少し中身のほうが出ていない、把握できていないので、そこについては把握していません。すみません。

○西銘純恵委員　時間払いを日額払いにするということについては、見えていない、把握できていないでよろしいですか。

○大湾朝貴障害福祉課長　今のは、この令和6年度の報酬改定でそういう形で変わったところですけども、令和9年度において、これがまたどう取り扱われるかっていうのは、現時点で把握していません。

○西銘純恵委員　ここが陳情者の皆さんのネックになる部分だと私は思っています。県も全国知事会含めてね、やはりそういう事業所がちゃんと成り立つようにという立場を取っていらっしゃるんで、陳情の趣旨に沿って、やはり国に意見を上げていくということ重要だと思いますが、知事会のほうでは、そこに向けての話し合いというのは、やっていこうというような動きというのか、県が

積極的にやっているのかどうかも含めてお尋ねします。

○大湾朝貴障害福祉課長 お答えいたします。

この放課後等デイサービスに限らないんですけども、この障害福祉サービスにおいての報酬ですね、加算とかではなくて基本報酬のほうでどうにか措置してほしいというところは、これまで同様ですね、今後も要望していこうと考えております。

○西銘純恵委員 ありがとうございます。

それではもう一件お尋ねします。

3 ページの令和 7 年第13号の件なんですけど、これも障害の関係でたくさんの陳情事項が4点にわたってありますけれども、この件について、やはり障害があっても、当たり前前に社会で暮らしていけるようにというところから言えば、まだまだ制度的に遅れているなと感じるような陳情内容になっています。記事項1が、障害者グループホーム介護サービス包括型と書いているのですが、そもそもの事業所の事業の在り方について確認をしたいと思いますが、処理方針では、事業所について認識は一致しているのか、記事項2の処理のところ、共同生活援助事業とか県は書いていますよね。そこら辺を少し説明をお願いして、実態調査を行うことということもありますので、その件についてどうなのかお尋ねします。

○大湾朝貴障害福祉課長 お答えいたします。

処理方針で書いている共同生活援助事業というのが、いわゆるグループホームのサービスを指していまして、そういった形でこういう形で書かせていただいているところです。

○西銘純恵委員 陳情者が1番で言っている障害者グループホーム（介護サービス包括型）とあるのはイコールでいいんですか、今の答弁で。介護型とありますけど。そこら辺、少し具体的に説明をお願いしたい。

○儀間奈美障害福祉課班長 お答えいたします。

請願の中で、障害者グループホームで介護サービス包括型とあるのですけども、これはグループホームの中のサービスの形態でありまして、括弧書きの中の介護サービス包括型と、あと3種類の型がありまして、請願者がおっしゃっている、このグループホームと共同生活援助事業というのは、イコール

と考えても、問題ないと考えております。

○西銘純恵委員 介護保険制度と障害の介護の部分、障害の支援を受ける部分で、年齢で介護サービスが同居しているということは、いろいろ問題もあると聞いているのですが、障害者グループホームという、総くりの事業所というのは、ホームそのものは県内にはどれだけあって、この利用されている皆さんは何名いるのか、そして全県的に全域的に網羅されているのか。例えば宮古、八重山とかも、ちゃんとそれなりにホームがあるのでしょうか。

○大湾朝貴障害福祉課長 お答えいたします。

この共同生活援助、グループホームですけれども、令和7年4月1日現在で県内に218事業所となっております。利用者数は時期が少しずれるのですが、令和7年2月時点では、利用者としては3000名の利用者がいるというところで、宮古、八重山においてもサービス事業所はあります。

○西銘純恵委員 介護サービス包括型というのは、そのうち何か所。

○大湾朝貴障害福祉課長 お答えいたします。

先ほど218事業所のうち、介護サービスつきというところが、すみません、今手元の資料ではないので、今把握できていません。すみません。

○西銘純恵委員 高齢化していく中で、介護サービス型というのも増えていく形になるのだらうなと思っていて、やはり必要とする施設があるのかどうかというところも気になりますので、そこはぜひ目配りしてほしいなと思います。

そして2点目について、契約書関係がきちんとされていないのでということで、皆さんのほうでは、ちゃんと省令とか解釈通知で、きちんとするようになっていきますよというんですが、ただこれを陳情として上げているということは、何らかのなされていないところがあるから、そういうことをやっているのか、陳情として出てきたのかと思うので、その実態については把握されていますか。

○大湾朝貴障害福祉課長 お答えいたします。

先日松下委員も一緒にですね、請願者の方とお話を伺わせていただいて、具体的にどういったことを困っているのかというのを少しお聞きしたところで

す。やはり事業所におけるサービスの提供とか、内容とか、あと事業所の家族に対する情報をちゃんと説明してくれないとかですね、やはりそういったことでの背景があるというふうに伺っておりますので、そこら辺は把握しつつ、聞いた内容をしっかり我々もちちゃんと受け止めて、具体的にどういった指導ができるのかというのを今検討しているところであります。

以上です。

○西銘純恵委員 市町村や相談支援事業所が適切に支援されているか確認する必要がある。県は、事業所に対する指導等やっていきたいとあるのですが、県はそういう事業所に年に1回監査に入るとか、何か現場に入るということは仕事として、県の責務としてやっているのでしょうか。

○大湾朝貴障害福祉課長 お答えします。

県のほうでは運営指導という形で、一応目標としては3年に1度のペースでできるようにということで、国のほうも指針がそういった形で出ていますけども、やはり最近体制がですね、少し弱いところがあって、なかなか3年に1回回れていないというのが実情であります。なので今年度、この職員のほう1人配置の増強をしています。次年度についても、令和8年度当初予算のほうに少しですね、外部での運営委託ができないかという検討したくて、委託費を少し計上させていただいて、次年度はそういった外部の民間の力も借りながら、こういった運営指導がしっかりできるように、体制の強化を図っていこうと考えております。

以上です。

○西銘純恵委員 3番目のサービス管理責任者という件について、支援員の育成研修関係でも書いていますけども、サービス管理責任者は、各施設に必置なのか、確実に要るのか、施設の規模によって複数要るのか、そしてその資格はどうなのか、お尋ねします。

○大湾朝貴障害福祉課長 お答えします。

障害者サービス施設については、このサービス管理責任者というのは必ず置かないといけないところになっております。サービス管理責任者については要件としてはですね、そういった現場でのその支援の経験の年数ですとか、あとは決められた講習というのがいろいろあります。相談支援の講習ですとか、あとは基礎研修とか実施研修とかというところで、誰もがができるわけではなく

て、そういった実践の経験があつて、しっかりそういった講習も受けてという方が条件が満たしたときに、サービス管理責任者として勤務できるというような形になっています。

以上です。

○西銘純恵委員 施設に必ずいるということによろしいんですか。

○大湾朝貴障害福祉課長 基本的にはそういった配置ができているか確認した上で、県のほうとしても指定のほうはさせていただいております。ただ指定した後に、そのサービス管理責任者が急に病気になって辞められるとかですね、そういった場合には一時、最長2年間については、少し緊急措置というところで、いない期間というところも認めているところでもありますけども、基本的にはそういった、しっかりサービス管理責任者を配置して、しっかりそういったサービスをちゃんと提供するというような形になっております。

以上です。

○西銘純恵委員 4点目の軽度の知的障害の女性に特化した要望を出していますが、これとても重要なことだと思うんですね。予期しない妊娠につながるリスクをどう予防していくかということと、それと、今の具体的に求めている支援制度について、これは施設が設置するものなのか、県としてその部分について支援をしていくということをやめるのかということもあると思います。

その前に、これまで沖縄県内のそういう施設で、女性が性被害に遭ったというケースというのはあるのでしょうか。把握されていますか。

○大湾朝貴障害福祉課長 お答えいたします。

県内において知的障害のある女性がですね、そういった性暴力被害に遭ったというような件数は把握は今しておりませんが、沖縄県の性暴力被害者ワンストップ支援センターというのが、こども未来部のほうで持っていますけども、そちらのほうの実数を見るとですね、平成27年2月の開設から、少し古いんですけど令和5年9月末までの間で、被害件数が1082件というようなデータがあったりします。あとは令和5年度においての、この沖縄県内における障害者虐待被害に占める性的虐待の件数としては、養護者、面倒見ている方ですね、養護者のほうでは2件、障害者福祉施設従事者のほうでは3件という形で、県のほうに報告が上がってきているところです。

○西銘純恵委員 訴えることも多分困難な状況だと思うし、性被害に至らなくても、そういうセクハラとかですね、それに該当するようなものは、本当に根絶しないといけないと思いますので、ぜひこの4番目に書かれている件については、予防含めて、また特に力を入れて、予期せぬ妊娠、そういうことがないようにということも含めて、県も対応していただきたいと思います。

以上です。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

松下美智子委員。

○松下美智子委員 こんにちは。

質疑というよりは、今この請願第13号、西銘委員のほうで詳しく質疑をしていただきました。また課長がお話しされていましたように、このグループホームに我が子を預けておられる親の会からの切実な請願でしたので、この議会中の大変忙しい時間を縫って、時間を取って面談してくださり、いろいろお話を聞いてくださったことに感謝したいと思います。

内容に関しては今、質疑があったとおりで、一義的にはこの公表されている内容としての実態が異なる場合は、個別の利用計画を策定している市町村や相談支援事業所等に相談をしてくださいというのが、大前提のようなお話だったんですけれども、その次に、県としても、連携を取って支援をしていくというふうになりました。

全然別のことではあるのですが、今朝の朝刊に、昨日、県の精神科病院の中での虐待7件、これは虐待を見たときには必ず通報しないといけないというふうに法改正をされて明るみに出たというか、こういう状況があるということで、玉城知事も閉鎖的な精神科の病院の中では人権を軽視する行為はあってはならないもの、今後も患者が安心して適切な医療を受けられるよう、虐待防止に努めていくというふうにコメントをされています。全然違うことではあるのですが、この障害者グループホームに関しても、やはり親御さんは、何とか親亡き後、子どもが自立して生きていけるようにということで、本当に断腸の思いで施設に預けられているので、あまり要望とかも言いにくい立場があるということもお話を聞いてよく分かりました。今課長のほうからも、この運営指導、3年間の間に1回ということで、今改善のお話もしていただきましたので、まずはお声が上がったときに、中に入って実態を調べるというか、また、施設のほうともしっかりお話し合いをしていただいて、何か請願者の方とのこの理解の不一致があるのかもしれないので、少し検討していただいて、早

めに対応していただければというふうに思うのですが、最後答弁いただいて終わりたいと思います。

○大湾朝貴障害福祉課長 お答えいたします。

先日請願者のほうからお話を伺って、本当にいろいろな、こういったことがあったというのを本当に具体的に聞かせていただいたところであります。県のほうとしては、先ほどあったとおり、運営指導のほうをまず強化していきたいというところが一つと、あと今回お話伺う中で、やはり相談支援事業者のほうのモニタリングとか、そういった対応ですとか、あとは事業者のほうでもモニタリングを定期的にやる。それを踏まえた上で、そういった関係者が集まって会議をして、計画を変更する必要があるのかどうかという検証をするような制度になっております。ただ今回伺った中で、そこら辺がうまく機能していない面があったのかなというのが、お話を伺って考えておりますので、県のほうとしては、まず市町村に対しては、そういった相談事業者が行うモニタリングですとか、そういった会議をちゃんと実施して、しっかり利用者とか家族の意向を参考にした利用計画の策定に努めるように助言指導していきたいというのと、あとサービス事業者についても、そういった同じようなモニタリングの実施ですとか、そういったちゃんと利用者、あと家族も含めてですね、しっかり意向を確認して、サービスを提供していただきたいというところについては、また運営指導を通してやっていきたいと思いますし、あと処理方針にも書いたサービス管理責任者ですとか、相談支援専門員のほうにも県のほうでも研修しておりますので、そういった研修の中で、今回の事例とかも含めてですね、示してしっかり利用者に適正にサービスが提供できるように指導していきたいと考えております。

以上です。

○松下美智子委員 ありがとうございます。

ぜひ改善に向けて、御尽力いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○新垣新委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣新委員長 質疑なしと認めます。

以上で、生活福祉部関係の請願等に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○新垣新委員長 再開いたします。

以上で、予定の議題は終了いたしました。

次回は、3月23日月曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣 新